

○浅麓環境施設組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則

令和2年2月14日

規則第2号

浅麓環境施設組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則については、小諸市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年小諸市規則第23号）を準用する。この場合において「市長」とあるのは「組合長」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。